株主各位

東京都港区芝浦一丁目14番5号日 新 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 阿 部 泰 弘

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成19年6月28日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目3番10号 チサンホテル浜松町 2階 「ふじ」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3.目的事項報告事項
- 1. 第63期 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び会計監査人並びに監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第63期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nissin-shoji.co.jp/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景にした設備投資の拡大や個人消費の緩やかな回復等、景気の回復基調が鮮明となりました。

石油製品の需要は、ガソリンは軽自動車や低燃費車の普及等により、軽油は車両保有台数が減少したこと等により、重油は石炭、天然ガス等への燃料転換が進みつつあること等により、いずれも減少となりました。

石油製品の価格は米国原油先物相場や中東産ドバイ原油価格が、7月中 旬に過去最高値を更新した後も、高値で推移している状況でした。

このような状況下当社グループは、中期経営計画「G C 21-04」に基づき「エネルギー分野の再強化」に取り組みました。

その結果、当社グループの連結売上高は811億93百万円、前期比1.1%の増収となりました。これは度重なる仕切価格上昇に対応した営業活動を展開したこと等によるものです。また営業利益は3億47百万円、前期比40.7%の減益でありましたが、これは仕切価格上昇分を完全には販売価格に転嫁できなかったことや販売店の減少、暖冬による暖房関連油種の販売数量減退にともなう売上利益の減益等によるものです。

営業外損益につきましては、前期と比較して投資事業組合運用益の減少等により減益となりました。その結果経常利益は5億81百万円、前期比35.6%の減益となりました。

特別損益につきましては、貸倒引当金戻入益が発生したものの、追加の 固定資産の減損損失等を計上したため15百万円の損失となりました。また 持分法適用会社への投資に係る一時差異に対して税効果を認識し、繰延税 金資産を計上したこと等により、当期純利益は3億4百万円(前期は2億 91百万円の損失)となりました。 事業別及び部門別の状況は次のとおりであります。

<石油関連事業>

(直営部門)

直営部門は、個々の給油所における顧客ニーズを精査した上、新たに 4店舗をセルフ給油所に改造し、燃料油の販売数量の確保を目指しましたが、前期における関係会社清算や末端市場での競争の激化等により、販売数量は減少いたしました。また度重なる仕切価格の上昇分を販売価格に転嫁しきれず、売上利益も減益いたしました。オイルやタイヤ等のカーケア商品販売につきましては、燃料油販売数量の減少や価格の高止まりのため、買い控えを招き厳しい販売環境でありましたが、顧客ニーズにあった営業活動を展開いたしました。その結果、売上高は288億82百万円、前期比0.2%の減収となりました。

また直営給油所数は、今年度に給油所を1店舗閉鎖したため、合計67店舗となりました。

(卸部門)

卸部門は、販売店各店舗の販売力強化のため販売店研修会を実施するとともに、各店舗に適したカーケア商品販売手法のアドバイス等を実施いたしました。また燃料油の販売数量を確保するため、市況に即した販売政策を実施したものの、販売店店舗数の減少、販売競争の激化や暖冬による灯油需要の伸び悩みもあり、売上高は161億69百万円、前期比2.6%の減収となりました。

販売店店舗数につきましては、厳しい経営環境が継続していることや 設備の老朽化、後継者不在等により6店舗減少し、合計116店舗となりま した。

(直需部門)

直需部門は、電力会社向けに積極的な営業活動をしたことで発電所向けの重油受注が増加したものの、一般需要家の燃料転換による需要減退や販売競争激化等により、重油販売数量は減少いたしました。灯油につきましては、記録的な暖冬による需要減退により販売数量が減少したものの、ガソリン、軽油につきましては、仕切価格に対応した営業活動を強化したことや、下半期に比較的優位な価格政策を展開できたため販売数量が増加いたしました。また工業用潤滑油につきましては、高付加価値商品である環境負荷に配慮した潤滑油等の販売に注力いたしました。その結果、売上高268億71百万円、前期比5.3%の増収となりました。

(産業資材部門)

産業資材部門は、主力の石油化学製品は既存取引先への積極的な営業活動を実施するとともに、スーパーエンジニアプラスティックや不織布等の高付加価値商品の拡販に努めました。このような高付加価値商品を他部門と協力し、販路の拡大を図りました。また石油化学製品の製造子会社においても、取引先の需要の増加や顧客ニーズに合わせた商品開発等を展開し、順調に推移いたしました。その結果、売上高は51億88百万円、前期比2.6%の増収となりました。

(その他部門)

その他部門は、液化石油ガス関係において既存取引先との取引拡大や、 仕切価格に即した販売施策を展開いたしましたが、採算販売の強化や販 売競争の激化等により販売数量が減少いたしました。その結果、売上高 は28億29百万円、前期比6.9%の減収となりました。

<外食事業>

外食事業は、ケンタッキーフライドチキン店は顧客満足度向上を図るため既存店1店舗を改装するとともに、店舗オペレーションを見直しました。タリーズコーヒー店は、新規店舗として神奈川県川崎市に1店舗出店し、収益基盤の拡大を図りました。またケンタッキーフライドチキン店、タリーズコーヒー店の各店舗にて、販促活動を強力に推進したこともあり来客数が増加し、その結果、売上高は7億72百万円、前期比10.5%の増収になりました。外食事業店舗数につきましては、ケンタッキーフライドチキン店は3店舗、タリーズコーヒー店は7店舗となり、合計10店舗となりました。

<不動産事業>

不動産事業は、新規投資として東京都板橋区に賃貸マンションを取得し収益基盤の充実を図りました。また既存物件の改修や諸設備の増設等を実施することで付加価値を向上させるとともに、契約更新時に契約を見直し、収益性の高い契約を締結し更なる収益率向上を図りました。その結果、売上高4億80百万円、前期比5.3%の増収となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億98百万円であります。

その主なものは東京都板橋区の土地及びマンションの購入費2億73百万円、神奈川県川崎市のタリーズコーヒー新規出店に伴う設備投資36百万円並びに子会社である協進石油株式会社所有の奈良県生駒市の給油所全面改装に伴う設備投資1億5百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、無担保社債を合計3回、 総額6億円を発行いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 60 期 (平成15年4月1日から) 平成16年3月31日まで)	第 61 期 (平成16年4月1日から) (平成17年3月31日まで)	第 62 期 (平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)	第63期 (当連結会計年度) (平成18年4月1日から) (平成19年3月31日まで)
売 上 高	百万円 69, 144	百万円 70, 529	百万円 80, 325	百万円 81, 193
経常利益	403	573	902	581
当期純利益または 当期純損失(△)	65	464	△291	304
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	8円55銭	59円96銭	△43円52銭	41円65銭
総資産	百万円 25,337	百万円 28,036	百万円 29, 227	百万円 28,077
純資産	16, 395	17, 129	17, 571	17, 226
1株当たり純資産	2,237円59銭	2,305円94銭	2,348円57銭	2,373円52銭

⁽注) 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、 また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
日新瓦斯株式会社	百万円 30	100 %	液化石油ガスの販売、卸売
協進石油株式会社	50	100	石油製品の販売
東北日新株式会社	50	100	石油製品、液化石油ガスの販売
中京日新株式会社	30	100	石油製品の販売
NISSIN SHOJI SIN- GAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	万シンガポールドル 90	100	石油化学製品の販売
関東日新株式会社	百万円 50	100	石油製品の販売
日新レジン株式会社	30	100	石油化学製品の製造、販売
NISTRADE (M) SDN. BHD. (マレーシア)	万リンギット 130	100	石油製品、石油化学製品の販売

- (注) 1. 東北日新株式会社は、平成17年9月30日付をもって解散し、清算手続中であります。
 - 2. 上毛目新株式会社は、平成19年1月26日付をもって、清算結了いたしました。
 - ② 重要な関連会社の状況

会	社	名	資	本	金	出資比率	主要な事業内容
東亜燃料	斗工業株	式会社		30	百万円	50 %	液化石油ガスの販売

③ その他重要な親会社等の状況

新日本石油株式会社は当社の議決権の15.7%を所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

(4) 対処すべき課題

当面の原油価格及び石油製品の価格は、中東情勢の不安定感と中国を始めとするアジア諸国の石油需要増大に伴い、しばらく高水準で推移すると予想されます。また国内の石油販売業界においては、石油製品需要の減退に伴う経営不振や後継者不在、設備の老朽化等に起因する石油販売業者の淘汰が進むと予想されます。このような経営環境の中、当社グループは中期経営計画「G C 21-07」に基づき収益基盤の拡充を図りますが、特に下記事項を重要な課題として取り組んでまいります。

① 石油販売事業の強化

既存事業の強化として、同業他社のM&Aを視野に入れた業容拡大策を展開し、直営給油所のスクラップアンドビルドを実施、より効率的な給油所網を構築いたします。また、今後も変化が予想されるエネルギー市場において、タイムリーに消費者が求めるエネルギーを追求し、安定供給できるような事業展開を図ります。

② 外食事業と不動産事業の充実

国内の石油製品需要の減退が予想されるため、石油関連事業以外の外食 事業及び不動産事業を強化してまいります。外食事業につきましては、市 場環境を見極め、着実に新規出店を実施し、新たな将来的な事業展開を模 索いたします。また、不動産事業につきましては、安定的な収益源として、 賃貸事業に特化した事業形態を維持し、新規物件を継続的に取得し収益拡 大を図ってまいります。

③ コーポレートガバナンスの強化

当社グループは内部統制システムを構築し、コンプライアンス委員会を 設立、コンプライアンス体制を確立いたしました。また、リスクを想定し た各種規程を整備し、リスクマネジメントを実施してまいります。

④ 環境への配慮

当社グループは、環境に配慮した企業経営を行うために、ISO14001認 証取得を視野に入れた企業運営体制を構築いたします。

以上の重点施策に取組み、当社グループ全体が一丸となって業績の拡大 とより強固な収益基盤の構築を目指し、鋭意努力してまいる所存でござい ます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りま すようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**(平成19年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社8社及び関連会社2社により構成されております。事業内容は、主に新日本石油株式会社グループより石油関連製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、フランチャイズ加盟による店舗運営を行う外食事業、また当社グループ所有の不動産を賃貸して行う不動産事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成19年3月31日現在)

	本	社	東京都港区芝浦一丁目14番5号
	支	店	東京、横浜、大阪、名古屋、仙台
口英辛事批士会社	給油	所	永代橋給油所(東京都)他53店舗
日新商事株式会社			タリーズコーヒー(東京都)他6店舗
	店	舗	ケンタッキーフライドチキン
			(神奈川県)他2店舗
日立て出来 子入り (フ入り)	本	社	東京都港区
日新瓦斯株式会社(子会社) 	営業	所	神奈川県 他1営業所
協進石油株式会社(子会社)	本	社	東京都港区
励进有曲体式云社(于云社 <i>)</i> 	給油	所	三田給油所(東京都)他3店舗
古小口女孙子入九 (7入九)	本	社	山形県米沢市
東北日新株式会社(子会社) 	給油	所	_
由古口实性士人先 (フ入払)	本	社	愛知県名古屋市
中京日新株式会社(子会社)	給油	所	鹿山給油所(愛知県)他5店舗
NISSIN SHOJI SINGAPORE	本	ᅶᅩ	シンガポール
PTE. LTD. (子会社)	4	仁	
関東日新株式会社(子会社)	本	社	東京都港区
	給油	所	赤羽給油所(東京都)他3店舗
日新レジン株式会社(子会社)	本社、	工場	神奈川県横浜市
NISTRADE (M) SDN. BHD.	本	社.	マレーシア
(子会社)	— 平	<u>TL</u>	

(7) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
435 (204) 名	6 (△43) 名増

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を 外数で記載しております。
 - ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
343(161)名	5 (△28) 名増	36. 3歳	13.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	270百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	150
株式会社りそな銀行	100
株式会社三井住友銀行	50
株 式 会 社 横 浜 銀 行	25
明治安田生命保険相互会社	20

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、平成19年2月28日開催の取締役会において、当社グループのLPG事業再構築のため、持分法適用関連会社である東亜燃料工業株式会社の当社所有株式300,000株(所有割合50%)をすべて譲渡することを決議し、平成19年4月1日に株式会社ENEOSフロンティアに譲渡いたしました。
- ② 当社連結子会社である関東日新株式会社は平成19年6月末をもって営業を停止し、解散を予定しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

30,400,000株

② 発行済株式の総数

7,600,000株

③ 株主数

2,431名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

杉	t.			÷				7		当	社	^	の	出	資	状	況	
1	Λ.			土.			4	1	持		株		数	出	資	Ŀ	Ł	率
新	日	本	石	油	株	式	会	社		1,	140	千株				15. 7	%	

(注) 出資比率は自己株式(342,134株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成19年3月31日現在)

- ・平成17年6月29日開催の第61回定時株主総会による新株予約権
 - ① 発行した新株予約権の数238個(新株予約権1個につき1,000株)
 - ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式238,000株
 - ③ 新株予約権の発行価額 無償
 - ④ 新株予約権の行使に際し払い込みをなすべき金額 1株当たり912円
 - 新株予約権の権利行使期間
 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。) は、 その地位を喪失した場合においても、権利を行使することができ る。ただし、取締役、監査役の任期満了以外の事由により退任し た場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権 の相続はできないものとする。
 - ハ. 新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。

- ニ. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、 当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の消却事由及び消却条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全 子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案につ き株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消 却することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、⑥イ、ロ及び二に規定する 条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

・ 当社役員の保有状況

			新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 (社外	締 取締役を除	役 <<>>)	21個	21,000株	7名
監	查	役	8	8,000	4

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成19年3月31日現在)

会	会社における地位				氏		ŝ	名	担当及び他の法人等の代表状況
代录	表 取	締	役 社	長	阳	部	泰	弘	
代表	₹取	締 役	副社	長	筒	井	博	昭	ニュービジネス本部長
専	務	取	締	役	三	田	福え	大郎	支援本部長
常	務	取	締	役	田名	部	陽	介	エネルギー本部長
取		締		役	磯	部	史	雄	ニュービジネス本部新規事業部長
取		締		役	折	本	邦	夫	エネルギー本部販売部長
取		締		役	三	浦	満	男	東京支店長
常	勤	監	查	役	城	田	茂	雄	
監		查		役	砂	廣	和	宣	
監		查		役	池	上	悦	次	池上悦次税理士事務所長
監		查		役	五	反	文	雄	日本賃貸保証株式会社社外取締役

- (注) 1. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりです。
 - 就任 三浦満男氏は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会おいて、 新たに取締役に選任され就任いたしました。

城田茂雄、五反文雄の両氏は、平成18年6月29日開催の第62回定時株 主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。

退任 城田茂雄氏は、平成18年6月29日付をもって任期満了により取締役を 退任いたしました。

岩瀬英樹氏は、平成18年6月29日付をもって監査役を辞任いたしました。

- 2. 監査役池上悦次、五反文雄の両氏は、社外監査役であります。
- 3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼務状況は、以下のとおりであります。
 - ・監査役池上悦次氏は、パラマウントベッド株式会社及び矢崎総業株式会社の社 外監査役を兼務しております。
 - ・監査役五反文雄氏は、日本賃貸保証株式会社の社外取締役を兼務しております。
- 4. 監査役池上悦次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当 程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区			分	支 給 人 員	支 給 額
取	締		役	7名	129百万円
監(う	が ち 社 外	監査	役 役)	4 (2)	25 (5)
合			計	11	154

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において 年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいてお ります。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において 年額50百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与25百万円が含まれております。
 - ③ 社外役員に関する事項
 - イ. 他の会社の社外役員の兼務状況
 - ・監査役池上悦次氏は、パラマウントベッド株式会社及び矢崎総業株式 会社の社外監査役であります。
 - ・監査役五反文雄氏は、日本賃貸保証株式会社の社外取締役であります。
 - ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

氏	名	地	位	主 な 活 動 内 容
				当期開催の取締役会28回のうち8回に出席し、また、当
池上	悦 次	社外監	查役	期開催の監査役会14回のうち12回に出席し、主に税理士
				としての専門的見地から発言をおこなっております。
				当期開催の取締役会28回のうち9回に出席し、また、当
五反	文 雄	社外監	查役	期開催の監査役会14回のうち11回に出席し、主に経験豊
				富な経営者の観点から発言をおこなっております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		21百	万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額		21	

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できま せんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が あると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会 の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目 的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動規範としてのコンプライアンスマニュアルを制定し、役員及び 従業員等がこのマニュアルに基づき、法令順守の精神を理解し、行動する ことにより公正で透明な企業風土を確立する。また、公益通報に関する規 程の運用による不正行為の早期発見、定期的に実施する、会社の業務の実 施状況についての内部監査を通じて会社諸規程の適正、妥当性を検証する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 別途定める文書管理規程に従って管理を行ない、取締役及び監査役は常 時閲覧可能とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 業務執行に係る種々のリスクを想定した各種業務規程を整備し、適正な 基準に基づき管理、対応する。個人情報保護、事故、災害等のリスクにつ いては、別途規程、マニュアルを定め、また、公益通報制度を設けてリス クの低減を目指す。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会が取締役の業務を監督し、迅速な業務執行を可能とするための 常務会及び取締役、監査役、業務の責任者である執行役員が参加する役員 協議会にて、現状報告と情報の共有化を図る。また、取締役の職務の執行 が円滑に機能するための事務局を取締役会は総務部、常務会、役員協議会 は経営企画室とする。
- ⑤ 会社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を整備するとともに、企業集団としての行動指針、コンプライアンスや情報セキュリティなど理念の統一を保ち、また、当社の取締役または業務責任者が各子会社の取締役あるいは監査役を兼任するなどして、業務情報を把握する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

監査役が十分に職務を遂行できるよう、内部監査部門が監査役会の職務の補助を兼務する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 内部監査部門の使用人の任命、異動、処遇については監査役会と事前協 議する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への 報告に関する体制

常勤監査役は取締役会の他、役員協議会等重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。必要に応じ取締役、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取する。また、内部監査部門から、会社の業務の実施状況についての内部監査、コンプライアンス状況、公益通報等の状況についての報告を受ける。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 取締役及び重要な使用人とのヒアリングを行う。また、会計監査人、顧 問弁護士、税理士との連携を図る。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつとし、安定 した利益配当を行うとともに企業体質の強化充実と、今後の長期的事業展開 に必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び会社を取り巻く経済環境などを勘案し、1株につき8円とさせていただきました。すでに、平成18年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり8円と合わせまして、年間配当金は1株当たり16円となります。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	13, 320, 368	流動負債	6, 343, 533
現金及び預金	1, 312, 679	支 払 手 形	140, 977
受 取 手 形	1, 226, 258	買 掛 金	4, 251, 364
売 掛 金	9, 869, 503	短期借入金	520, 000
商品	468, 475	1年以内返済予定の長期借入金 1年以内償還予定の社債	10, 400
前払費用	71, 881	1年以内償還予定の社債 未 払 金	250, 000 612, 597
操延税金資産	135, 577	未払費用	45, 420
関係会社短期貸付金		未払法人税等	124, 836
	225, 000	未払消費税等	20, 746
未 収 入 金	9, 144	前 受 金	24, 044
その他	41, 848	預り金	59, 788
貸倒引当金	△40, 000	賞 与 引 当 金	230, 000
固 定 資 産	13, 202, 429	役員賞与引当金	25, 850
有 形 固 定 資 産	6, 277, 928	その他	27, 507
建物	2, 272, 421	固定負債	3, 705, 032
構 築 物	71, 226	社 債 長 期 借 入 金	800, 000 10, 000
機 械 及 び 装 置	110, 262	操延税金負債	965, 821
車 輌 運 搬 具	29, 034	退職給付引当金	915, 596
工具器具備品	64, 930	役員退職慰労引当金	70, 864
土 地	3, 730, 053	預 り 保 証 金	921, 802
無形固定資産	142, 707	そ の 他	20, 946
借 地 権	105, 504	負 債 合 計	10, 048, 566
ソフトウェア	11, 939	純 資 産 の	部
電話加入権	25, 263	株 主 資 本	14, 617, 458
投資その他の資産	6, 781, 792	資本金	3, 624, 000
投資有価証券	4, 111, 773	資本剰余金	3, 280, 507
関係会社株式	2, 184, 329	資本準備金 その他資本剰余金	3, 277, 952 2, 554
出資金	7, 301	利 益 剰 余 金	7, 994, 998
世 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8, 662	利益準備金	577, 658
関係会社長期貸付金	30, 000	その他利益剰余金	7, 417, 339
		固定資産圧縮積立金	300, 207
長期滞留債権	138, 537	別 途 積 立 金	6, 755, 000
長期前払費用	35, 030	繰越利益剰余金	362, 132
差入保証金	294, 492	自己株式	△282, 046
会 員 権	93, 961	評価・換算差額等	1, 856, 773
そ の 他	46, 079	その他有価証券評価差額金	1, 856, 773
貸倒引当金	△168, 375	純 資 産 合 計	16, 474, 232
資 産 合 計	26, 522, 798	負 債 純 資 産 合 計	26, 522, 798

損益計算書

(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)

	1	<u></u>
 売 上 高		73, 652, 661
一		67, 870, 552
売 上 総 利 益		5, 782, 108
販売費及び一般管理費		5, 490, 106
営業利益		292, 001
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7, 972	
受 取 配 当 金	113, 534	
仕 入 割 引	82, 279	
投資有価証券売却益	84, 232	
軽油引取税納税報奨金	57, 610	
その他営業外収益	22, 658	368, 287
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21, 196	
社 債 利 息	10, 211	
社 債 発 行 費	11, 201	
売 上 割 引	8, 620	
投資事業組合運用損	7, 361	
その他営業外費用	13, 776	72, 367
経 常 利 益		587, 921
特別利益		
貸倒引当金戻入益	49, 508	
投資評価引当金戻入益	27, 000	
固定資産売却益	2, 886	
その他特別利益	2, 394	81, 788
特別損失		
固定資産売却損	6, 605	
固定資産除却損	7, 469	
減 損 損 失	31, 576	
投資有価証券評価損	4, 999	
関係会社株式評価損	39, 000	
その他特別損失	1,300	90, 950
税引前当期純利益		578, 759
法人税、住民税及び事業税	280, 208	
法 人 税 等 調 整 額	4,615	284, 824
当期 純利益		293, 935
		_

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)

										(平)上。	1 1 47
				杉	Ė	E 3	¥ 7	本			
		資	本 剰 余	金	利	益	剰	余	金		
	資本金		w - 11 Ma	Marine I A			の他利益剰余	余金	A11/ T1 A A	自己株式	株主資本 合 計
	* T =	資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固定 資産縮金	別途積立金	繰越利益	村		合 計
平成18年3月31日残高	3, 624, 000	3, 277, 952	2, 907	3, 280, 860			6, 755, 000	176, 342	7, 894, 204	△57, 420	14, 741, 644
事業年度中の変動額											
利益処分による剰余金の配当	_	-	-	-	_	_	_	△104, 550	△104, 550	_	△104, 550
利益処分による役員賞与	-	_	-	-	-	-	_	△30, 400	△30, 400	_	-
利益処分による固定資産圧縮 積 立 金 の 取 崩	-	_	_	-	-	△77, 130	_	77, 130	_	-	△30, 400
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△58, 190	△58, 190	_	△58, 190
固定資産圧縮積立金の取崩	-	_	-	-	-	△7, 866	-	7, 866	_	_	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	_	_	_	293, 935	293, 935	-	293, 935
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	_	△225, 869	△225, 869
自己株式の処分	_	_	△353	△353	_	_	_	_	_	1, 243	890
株主資本以外の項目の事業年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	_	-	△353	△353	_	△84, 996	-	185, 789	100, 793	△224, 626	△124, 186
平成 19 年 3 月 31 日 残 高	3, 624, 000	3, 277, 952	2, 554	3, 280, 507	577, 658	300, 207	6, 755, 000	362, 132	7, 994, 998	△282, 046	14, 617, 458

	評価・換	評 価・換 算 差 額 等		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計	
平成 18 年 3 月 31 日 残 高	2, 090, 370	2, 090, 370	16, 832, 015	
事業年度中の変動額				
利益処分による剰余金の配当	-	-	△104, 550	
利益処分による役員賞与	=	=	△30, 400	
利益処分による固定資産圧縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	△58, 190	
固定資産圧縮積立金の取崩	-	_	-	
当 期 純 利 益	1	-	293, 935	
自己株式の取得	-	-	△225, 869	
自己株式の処分	-	_	890	
株主資本以外の項目の事業年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△233, 597	△233, 597	△233, 597	
事業年度中の変動額合計	△233, 597	△233, 597	△357, 783	
平成19年3月31日残高	1, 856, 773	1, 856, 773	16, 474, 232	

個別注記表

重要な会計方針

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① メーター商品

総平均法による原価法

② その他の商品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法によっ ております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15~47年 構築物 10~15年 機械及び装置 2~8年 車輌運搬具 2~6年

工具器具備品

定額法によっております。

2~10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を

計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対し翌事業年度に支給する賞与に備えるた め、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上して

おります。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき 支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ25,850千円減少しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を前払年金費用(45,519千円)として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づ く制度廃止時(平成17年6月末)の支給予定額を計 上しております。

なお、「役員退職慰労引当金」は、制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用処理しております。

- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、16,474,232千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産
 - (1) 担保提供資産

建物	85,153千円
土地	811,293千円
投資有価証券	1,268,457千円
関係会社株式	831,720千円
計	2,996,623千円
(2) 上記に対応する債務	
買掛金	3,081,696千円
短期借入金	520,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	10,400千円
長期借入金	10,000千円
	3,622,096千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,020,107千円
3. 保証債務	
(1) 関係会社に対する保証	
① 借入金に対する保証	
日新レジン株式会社	25,000千円
② 営業取引に対する保証	
日新瓦斯株式会社	208,903千円
NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE.LTD.	52,520千円
(2) 従業員に対する保証	
借入金(受託資金銀行提携ローン)に対する保証	3,900千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	738,051千円
(2) 長期金銭債権	107,009千円
(3) 短期金銭債務	3, 169, 598千円
(4) 長期金銭債務	50,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引高 営業取引による取引高

売上高 5,015,869千円 仕入高 57,623,449千円 その他の営業取引高 404,188千円 営業取引以外の取引高 153,378千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数 普通株式

7,600,000株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

342, 134株

平成19年3月31日

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

④ 基準日

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基注	単 日	効力発生日
平成18年 定時株主統		普通株式	104, 550	14. 00	平成18年	3月31日	平成18年6月30日
平成18年1取締役会	11月17日	普通株式	58, 190	8.00	平成18年	9月30日	平成18年12月4日
1111	t		162, 741				_

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会決議に基づく剰余金の配当

① 配当金の総額 58,062千円

② 配当金の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 8円00銭

⑤ 効力発生日 平成19年6月29日

税効果会計に関する注記

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
 - (1) 繰延税金資産

() () () () ()	
賞与引当金損金不算入額	93,587千円
減価償却損金算入限度超過額	76,813千円
減損損失損金不算入額	264,010千円
投資有価証券評価損損金不算入額	95,230千円
ゴルフ会員権評価損損金不算入額	31,120千円
退職給付引当金損金不算入額	354,034千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	28,834千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	31,637千円
その他	80,121千円
繰延税金資産小計	1,055,389千円
評価性引当額	△358,869千円
繰延税金資産合計	696, 520千円
(2) 繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	252,912千円
その他有価証券評価差額金	1,273,851千円
繰延税金負債合計	1,526,763千円
繰延税金負債純額	830, 243千円
繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目	に含まれております。
流動資産	135,577千円
固定負債	965,821千円
差引	830, 243千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
住民税均等割	6.71%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5. 36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4. 90%
評価性引当額	1.69%
その他	△0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49. 21%

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほかに洗車機、POS機器等は所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 借主側

(1) 取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相 当額

	機械及び装置	工具器具備品	合 計
取得価額相当額	256,062千円	181,626千円	437,688千円
減価償却累計額相当額	107, 632	90, 397	198, 029
減損損失累計額相当額	67, 262	37, 383	104, 645
期末残高相当額	81, 167	53, 845	135, 012

- (注)取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高 の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	79,407千円
1年超	108, 197千円
合計	187,604千円
リース資産減指勘定の残高	48. 454千円

- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	87, 188千円
リース資産減損勘定の取崩額	27,557千円
減価償却費相当額	62,324千円
減損損失	15 305壬円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 貸主側

(1) 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,945千円
1年超	2,192千円
合計	4.137千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、営業債権の期末残高等に占める未経過リース料期末残高及び見積残存価額の割合が低いため、「受取利子込み法」により算定して おります。

また、上記未経過リース料期末残高相当額は、転貸に係るものであり、借主側の未 経過リース料期末残高相当額にほぼ同額が含まれております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権 等の有割 合(%)	関係	内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
								営業取引			
								商品の仕 入	57, 194, 132	買掛金	3, 081, 696
				石油製				給油所の 賃借	387, 829		3, 061, 090
その他の関係会社	新日本石 油株式会 社	東京 都港 区	139, 437, 385	品の製 造及び	直接 15.7%	転籍 1名	石油製 品の仕 入	商品納入 代行	206, 014	売掛金	20, 540
J-1, [1.1.	122			販売			,	土地等の 賃貸	66, 457	前受金	9, 299
								営業取引以 外の取引			
								仕入割引	82, 279	-	-

(注)上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の残高 には消費税等を含めて記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ア. 商品の仕入及び給油所の賃借料は、関連を有しない他の一般特約店と同様の条件 により決定しております。なお、取引に対して担保を提供しております。
- イ. 商品納入代行料の決定は、基本条件にその年度の条件を勘案して、双方交渉により決定しております。
- ウ. 仕入割引は、関連を有しない他の一般特約店と同様の条件により決定しております。
- エ. 土地等の賃貸料は、近隣の相場を勘案して、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産

2. 1株当たり当期純利益

2,269円85銭 40円21銭

重要な後発事象

当社連結子会社である関東日新株式会社は平成19年5月16日開催の取締役会決議に基づき、平成19年6月末をもって営業を停止し、解散を予定しております。なお、関東日新株式会社が運営しております給油所は当社が引き継いで運営する予定であります。

これによる当社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であります。

追加情報

平成19年2月28日開催の取締役会で、持分法適用関連会社である東亜燃料工業株式会社の当社所有株式の全株30万株を譲渡することを決議いたしました。

1. 譲渡の理由

当社グループのLPG事業再構築のため

2. 譲渡株式の概要

(1) 商号 東亜燃料工業株式会社

(2) 代表者 石川 次光

(3) 所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷1166番地

(4) 設立年月日 昭和20年1月26日

(5) 資本金 30,000千円

(6) 事業の内容 プロパンガス及びガス器具の販売

3. 譲渡先の概要

(1) 商号 株式会社ENEOSフロンティア

(2) 代表者 向坂 啓

(3) 所在地 東京都品川区西五反田八丁目2番8号

(4) 設立年月日 昭和24年1月12日 (5) 資本金 495,000千円

(6) 事業の内容 石油製品の販売及び高圧ガス製造販売

4. 譲渡株式数、譲渡価格及び譲渡前後の所有株式数の状況

(1) 異動前の所有株式数 30万株 (所有割合50.0%)

(2) 譲渡株式数 30万株

(3) 譲渡価格 519,000千円

(4) 異動後の株式数 - 株 (所有割合 - %)

(5) 譲渡日 平成19年4月1日

5. 業績に与える影響

譲渡に伴う当社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 <i>0</i>	部	負 債 の	部
流動資産	14, 815, 919	流動負債	7, 080, 442
現金及び預金	1, 808, 337	支払手形及び買掛金	4, 935, 291
受取手形及び売掛金	11, 812, 152	短期借入金	605, 400
		未 払 金	671, 445
たな卸資産	697, 527	未払法人税等	146, 584
繰延税金資産	157, 242	賞 与 引 当 金	270, 817
その他	390, 770	役員賞与引当金	29, 052
貸 倒 引 当 金	△50, 110	その他	421, 852
		固定負債	3, 770, 215
固定資産	13, 261, 419	社債	800, 000
有 形 固 定 資 産	6, 537, 607	長期借入金	10, 000
建物及び構築物	2, 423, 041	繰 延 税 金 負 債	937, 372
機械装置及び運搬具	180, 424	退職給付引当金	1, 014, 176
	ŕ	役員退職慰労引当金	78, 722
土地	3, 862, 625	そ の 他	929, 944
そ の 他	71, 516	負 債 合 計	10, 850, 657
無形固定資産	150, 938	純資産	の部
といった。 投資その他の資産	6, 572, 874	株主資本	15, 363, 254
		資 本 金	3, 624, 000
投資有価証券	4, 164, 403	資本剰余金	3, 280, 507
関係会社株式	1, 782, 400	利 益 剰 余 金	8, 740, 793
長 期 貸 付 金	11,022	自己株式	△282, 046
繰延税金資産	30, 417	評価・換算差額等	1, 863, 427
		その他有価証券評価差額金	1, 863, 099
その他	675, 422	為替換算調整勘定	327
貸 倒 引 当 金	△90, 792	純 資 産 合 計	17, 226, 681
資 産 合 計	28, 077, 339	負債純資産合計	28, 077, 339

連結損益計算書

(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)

売 上	高			81, 193, 774
売 上 原	価			74, 150, 347
売 上 総	利	益	_	7, 043, 427
販売費及び一般管理	里費			6, 695, 979
営 業	利	益		347, 447
営 業 外 収	益			
受 取	利	息	10, 201	
受 取 配	当	金	81, 784	
仕 入	割	引	82, 836	
	E 券 売 却		84, 232	
軽油引取税	納税報奨	金	57, 610	
その他営	業外収	益	28, 242	344, 908
営 業 外 費	用		_	
支 払	利	息	30, 571	
社 債 発		費	11, 201	
売	割	引	4, 962	
持分法によ	る投資損	失	39, 926	
その他営	業外費	用	24, 221	110, 882
経常	利	益		581, 473
特 別 利	益			
貸倒引当	金戻入	益	47, 719	
固定資産	-	益	3, 992	
その他特		益	1,314	53, 025
特別損	失			
固定資産		損	6, 628	
固定資産		損	18, 649	
減損	損	失	31, 576	
	E券評価	損	4, 999	
その他特		失	6, 570	68, 424
税金等調整前				566, 074
法人税、住民			310, 415	
法 人 税 等		額	△48, 842	261, 572
当 期 糾	抱 利	益	=	304, 502

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)

					(111)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	3, 624, 000	3, 280, 860	8, 631, 132	△57, 420	15, 478, 572
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	_	-	△104, 550	_	△104, 550
利益処分による役員賞与	_	-	△32, 100	_	△32, 100
剰 余 金 の 配 当	_	-	△58, 190	_	△58, 190
当 期 純 利 益	_	-	304, 502	_	304, 502
自己株式の取得	_	-	_	△225, 869	△225, 869
自己株式の処分	_	△353	_	1, 243	890
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	_	_	-	_	-
連結会計年度中の変動額合計	_	△353	109, 660	△224, 626	△115, 318
平成19年3月31日残高	3, 624, 000	3, 280, 507	8, 740, 793	△282, 046	15, 363, 254

	評価・換算差額等			
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高	2, 098, 826	△6, 322	2, 092, 503	17, 571, 076
連結会計年度中の変動額				
利益処分による剰余金の配当	_	_	_	△104, 550
利益処分による役員賞与	_	_	_	△32, 100
剰余金の配当	_	_	_	△58, 190
当 期 純 利 益	-	_	_	304, 502
自己株式の取得	-	_	_	△225, 869
自己株式の処分	_	_	_	890
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△235, 726	6, 650	△229, 076	△229, 076
連結会計年度中の変動額合計	△235, 726	6, 650	△229, 076	△344, 394
平成19年3月31日残高	1, 863, 099	327	1, 863, 427	17, 226, 681

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況
 - ① 連結子会社の数

8社

日新瓦斯株式会社 協進石油株式会社 東北日新株式会社 中京日新株式会社

NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE. LTD.

日新レジン株式会社 関東日新株式会社 NISTRADE (M) SDN. BHD.

- ② 東北日新株式会社は、平成17年9月30日付で解散し、清算手続中であります。また、上毛日新株式会社は、平成19年1月26日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

東亜燃料工業株式会社

- (2) 持分法を適用していない関連会社の状況
 - ① 関連会社の数

1 社

日新興産株式会社

- ② 当該関連会社については連結純損益及び利益剰余金等に重要な影響を及ぼさない ので、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法によってお ります。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE.LTD.及びNISTRADE (M) SDN.BHD.を除いて連結決算日と一致しております。NISSIN SHOJI SINGAPORE PTE.LTD.及びNISTRADE (M) SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっております。

- 3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価

差額は全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

ア. メーター商品

総平均法による原価法

イ. その他の商品

主に先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法、ただし平成10年4月1日以降取得した 建物(建物附属設備を除く)については、定額 法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

10~47年

機械装置及び運搬具

2~8年

その他

 $2 \sim 10$ 年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権について は貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対し翌連結会計年度に支給する賞与に 備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給 見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計 基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29 日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ25,850千円減少しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末では年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過している状態のため、当該超過額を前払年金費用(45,519千円)として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に 基づく制度廃止時(平成17年6月末)の支給予定 額を計上しております。

なお、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間 中から在任している役員に対する支給予定額で あります。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用処理しております。

- ② リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ ております。
- ③ 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ④ 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業 会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関 する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は17,226,681千円であります。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。ただし、当連結会計年度は評価差額は発生しておりません。

連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産
 - (1) 担保提供資産

建物及び構築物85,153千円土地811,293千円投資有価証券1,268,457千円関係会社株式831,720千円

計 2,996,623千円

(2) 上記に対応する債務

支払手形及び買掛金 3,081,696千円 短期借入金 530,400千円 長期借入金 10,000千円 計

3,622,096千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,118,607千円

3. 保証債務

従業員に対する保証

借入金(受託資金銀行提携ローン)に対する保証

3.900千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数 普诵株式

7,600,000株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数 普诵株式

342, 134株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
平成18年 (定時株主編		普通株式	104, 550	14.00	平成18	年3.	月31日	平成18年6月30日
平成18年1 取締役会	1月17日	普通株式	58, 190	8.00	平成18	年9.	月30日	平成18年12月4日
11111	ŀ		162, 741					

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度 となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会決議による剰余金の配当

① 配当金の総額

③ 1株当たり配当額

58,062千円

② 配当の原資

利益剰余金 8円00銭

④ 基準日

平成19年3月31日

⑤ 効力発生日

平成19年6月29日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産

2,373円52銭

2. 1株当たり当期純利益

41円65銭

重要な後発事象

当社連結子会社である関東日新株式会社は平成19年5月16日開催の取締役会決議に基づき、平成19年6月末をもって営業を停止し、解散を予定しております。清算手続きが終了いたしますと連結の範囲から除外することとなります。

なお、翌連結会計年度における財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であります。

追加情報

持分法適用関連会社である東亜燃料工業株式会社の当社所有株式の全30万株を平成19年4月に譲渡することになり、平成20年3月期より持分法適用会社から除外されることとなります。

なお、譲渡に伴い約160,000千円の特別利益の発生が見込まれております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

日新商事株式会社 取締役会 御中

監査法人トーマツ

 指 定 社 員業務執行社員指 定 社 員業務執行社員業務執行社員
 公認会計士 古 村 孝 郎 ⑩

 本認会計士 佐 々 田 博 信 ⑪

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新商事株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月17日

日新商事株式会社 取締役会 御中

監査法人トーマツ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新商事株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新商事株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実 施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通 を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会そ の他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。 また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役 会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システ ム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取 締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社 から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る 事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認 めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認 めます。

平成19年5月18日

日新商事株式会社 監査役会 常勤監査役城 田 茂 雄 即 監 査 役砂 廣 和 宣 印 社外監査役池 上 悦 次 即 社外監査役五 反 文 雄 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、 新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当 及び他の	社における地位、担当 の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
1	阿 部 泰 弘 (昭和20年10月18日生)	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成15年6月 平成17年6月	当社入社 当社大阪支店長 当社取締役経営企画室長 当社常務取締役 当社代表取締役社長 (現在に至る)	10,600株
2	筒 井 博 昭 (昭和31年8月21日生)	昭和57年5月 平成3年6月 平成10年6月 平成12年11月	当社入社 当社取締役販売一部長 当社常務取締役開発部長 当社代表取締役副社長 ニュービジネス本部長 (現在に至る)	204, 600株
3	田 名 部 陽 介 (昭和21年10月12日生)	昭和45年4月 平成9年6月 平成15年6月 平成17年6月	当社入社 当社仙台支店長 当社取締役エネルギー本部 S S 統括部長 当社常務取締役エネルギー 本部長(現在に至る)	4,000株
4	磯 部 史 雄 (昭和23年4月30日生)	昭和46年4月 平成14年6月 平成16年6月	(現 新日本石油株式会社) 新日本石油ガス株式会社関 東第2支店長(現 新日本 石油株式会社)	3,600株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
5	折 本 邦 夫 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年10月 当社仙台支店長 平成17年6月 当社取締役エネルギー本部 販売部長(現在に至る)	6,000株
6	三 浦 満 男 (昭和23年5月12日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 当社仙台支店長 平成16年4月 当社東京支店長(現在に至る)	8,000株
7	本 間 一 郎 (昭和23年6月21日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年4月 当社経理部長(現在に至る)	3,000株

(注) 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。

第2号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役池上悦次、砂廣和宣の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名及び法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
1	三 田 福 太 郎 (昭和15年9月25日生)	昭和38年4月 当社入社 平成8年6月 当社経理部長 平成11年6月 当社取締役経理部長 平成13年6月 当社常務取締役経理部長 平成16年6月 当社専務取締役 (現在に至る)	7,800株
2	池 上 悦 次 (昭和14年4月26日生)	昭和33年4月 東京国税局入局 平成8年7月 東京国税局調査第三部部長 平成9年8月 池上悦次税理士事務所開業 平成12年6月 当社監査役(現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 監査役候補者池上悦次氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - ①社外監査役候補者の選任理由について

池上悦次氏は、税理士として専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②社外監査役候補者が過去において会社経営に関与していない者である場合、当 社が候補者として適任と判断した理由について

池上悦次氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

③社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について 池上悦次氏の社外監査役候補者の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。 補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
3	亀 山 晴 信 (昭和34年5月15日生)	平成4年4月 弁護士登録 岡村勲法律事務所(男 村綜合法律事務所)入 平成9年4月 亀山晴信法律事務所 亀山総合法律事務所) (現在に至る)	所 (現 一株

- (注) 1. 上記の候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 補欠監査役候補者亀山晴信氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - ①補欠の社外監査役候補者の選任理由について

亀山晴信氏は、弁護士として長年培われた法律知識及び経営に関する高い見識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするするものであります。

②社外監査役候補者が過去において会社経営に関与していない者である場合、当 社が候補者として適任と判断した理由について

亀山晴信氏は、弁護士として企業法務に精通し、専門的見地及び経営に関する 高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行する ことができると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区芝浦一丁目3番10号

チサンホテル浜松町 2階「ふじ」

2 03 (3452) 6511

交 通 東京モノレール浜松町駅

JR 浜松町駅

ゆりかもめ 目の出駅 から徒歩5分

から徒歩7分

